
QA8-20 食品添加物における放射性物質の基準値は、どのように考えればよいですか。

A

- ① 基準値は、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物は対象となりません。
- ② ただし、食品添加物が使用された食品に対しては、基準値が適用となります。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第4章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日